青森県のうち 十和田市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二・八八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十六・三二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 十和田市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十七キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち むつ市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十二キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち むつ市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 平川市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十九キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、　を

		四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 平川市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 西津軽郡のうち 鰺ヶ沢町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十三キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 西津軽郡のうち 鰺ヶ沢町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十九キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 西津軽郡のうち深浦町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九・六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・八キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、　を　に、　を